

## カナダからの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置の解除について

カナダ（ブリティッシュ・コロンビア州）からの家きん及び家きん肉等の輸入については、同州における鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）の発生を受け、停止していましたが、今般、清浄性が確認できたことから、停止措置を本日付けで解除しました。

### 1. 経緯

- (1) カナダ（ブリティッシュ・コロンビア州）における弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H5N2 亜型）の発生を受け、平成 21 年 1 月 26 日以降、同州から輸出される家きん及び家きん肉等について輸入を停止していました。
- (2) カナダは、当該発生に係る適切な防疫措置及びサーベイランスを行い、本年 6 月には、国際獣疫事務局（OIE）に対して清浄化を通報していました。

### 2. 概要

- (1) 今般、カナダから我が国に対し防疫措置及びサーベイランス等に係る情報が提供され、この情報を精査したところ、同州における鳥インフルエンザの清浄性が確認できたことから、カナダに対する家きん及び家きん肉等の輸入停止措置を本日付けで解除することとしました。
- (2) これにより、カナダにおける鳥インフルエンザに係る輸入停止措置をすべて解除しました。

#### 関連資料：

- ・ 本年 1 月に輸入停止措置を講じた際のプレスリリース（カナダ（ブリティッシュ・コロンビア州）からの家きん肉等の輸入一時停止措置について）  
<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/090126.html>

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：伊藤、村井

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>